



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

**規 則**

- 沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（福祉政策課） …… 1

**告 示**

- 道路の区域の変更（道路管理課） …… 2
- 県道の供用の開始（道路管理課） …… 2
- 公共測量の実施の通知（道路管理課） …… 2
- 都市計画事業の認可（都市計画・モノレール課） …… 3
- 都市計画事業の変更の認可・6件（都市計画・モノレール課） …… 3

**公 告**

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（総合情報政策課） …… 5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（総合情報政策課） …… 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（消費・くらし安全課） …… 8
- 大規模小売店舗の変更の届出（国際物流商業課） …… 8
- 争議行為を行う旨の通知（労働政策課） …… 9
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） …… 9

## 規 則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

### 沖縄県規則第5号

#### 沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（平成25年沖縄県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「10.75パーセント」を「5.0パーセント」に改める。

別表教育支援資金の項中

	エ 大学 月額65,000円以内	を
	エ 大学 月額65,000円以内 オ アからエまでにつき、特に必要と認める場合に限り、貸付金額の限度の1.5倍の額までを貸付けすることができる。	に

改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成28年2月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成28年2月1日前に、改正前の沖縄県生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定により貸し付けられた貸付金については、なお従前の例による。

## 告 示

### 沖縄県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成28年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名護本部線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	5.6m ～ 7.4m	108.4m
	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	11.0m ～ 30.1m	97.8m
新	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	5.6m ～ 7.4m	108.4m
	名護市字中山313番1から 名護市字中山317番1まで	11.0m ～ 33.4m	97.8m

### 沖縄県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県中部土木事務所において、平成28年3月15日から同月28日まで一般の縦覧に供する。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 路線名 具志川環状線
- 2 供用開始の区間 うるま市字川崎577番6からうるま市字兼箇段92番4まで
- 3 供用開始の期日 平成28年3月15日

### 沖縄県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 公共測量を実施する地域 糸満市字与座
- 2 公共測量を実施する期間 平成28年2月4日から同年3月31日まで
- 3 作業種類 公共測量（境界測量）

**沖縄県告示第160号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。  
平成28年 3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 石垣市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 石垣都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・9号あんぐん公園
- 3 事業施行期間 平成28年 3月15日から平成31年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 石垣市字真栄里西原地内
  - (2) 使用の部分 石垣市字真栄里西原地内

**沖縄県告示第161号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成4年沖縄県告示第795号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成28年 3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那3号希望ヶ丘公園
- 3 事業施行期間 平成4年10月2日から平成33年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第162号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成5年沖縄県告示第774号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成28年 3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那16号首里崎山公園
- 3 事業施行期間 平成5年10月15日から平成30年 3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

**沖縄県告示第163号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成14年沖縄県告示第559号で認可した名護都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。  
平成28年 3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 名護市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 名護都市計画公園事業
  - (2) 名称 4・4・2号田井等公園
- 3 事業施行期間 平成14年6月21日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 平成14年沖縄県告示第559号の事業地のうち名護市字田井等田井等及び井ガヤ地内において事業地を変更する。
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第164号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成16年沖縄県告示第633号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 豊見城市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・豊2号豊崎総合公園
- 3 事業施行期間 平成16年8月27日から平成29年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第165号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第354号で認可した中部広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 沖縄市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 中部広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 5・5・沖2号こどもの国公園
- 3 事業施行期間 平成21年6月9日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

---

**沖縄県告示第166号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成21年沖縄県告示第355号で認可した那覇広域都市計画公園事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 施行者の名称 那覇市

- 2 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那2号牧志南公園
- 3 事業施行期間 平成21年6月9日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 取用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間の延長

## 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 個人番号利用事務用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成28年3月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近3年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近3事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所にて配付又は沖縄県企画部総合情報政策課ホームページからダウンロードすること。
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
  - (3) 申請書等の受付期間 平成28年3月28日（月曜日）から同年4月13日（水曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。



- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成28年7月31日（日曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
  - (1) 商号又は名称
  - (2) 住所又は所在地
  - (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
  - (4) 使用印鑑
  - (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
  - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
  - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
  - (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する個人番号利用事務用端末機等及びアプリケーションソフトの賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達する物品等の名称及び数量 個人番号利用事務用端末機等及びアプリケーションソフト（以下「端末機等」という。）の賃貸借（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）一式
  - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 入札説明書及び仕様書による。
  - (4) 納入場所 入札説明書及び仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - (1) 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（平成28年3月15日付け沖縄県公報定期第4428号に登載）により入札参加の資格を有すると認められた者
  - (2) 端末機等の設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、端末機等の設置及び設定を期限までに円滑に行うことができること並びに当該端末機等に障害が発生した場合において、沖縄本島内にある場合は1日以内、沖縄本島外にある場合は2日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者
  - (3) 納入しようとする端末機等の機能等証明書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、当該端末機等を納入することができることを証明した者
- 3 共同で入札に参加する場合の入札参加の資格 共同企業体を結成し入札に参加しようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たし、かつ、共同企業体入札参加資格確認申請書及び共同企業体協定書を平成28年4月13日（水曜日）までに4(2)の場所に提出し、共同企業体入札参加資格の確認を受けなければならない。
  - (1) 自主的に結成された共同企業体であること。
  - (2) 共同企業体の構成員の数は2又は3社とし、各構成員は2(1)に該当する者であること。
  - (3) 各構成員が、本入札に係る他の共同企業体の構成員でないこと。
  - (4) 各構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、2社の場合にあっては30パーセント以上、3社の場合にあっては20パーセント以上でなければならない。
  - (5) 代表者の出資比率は構成員中最大であること。出資比率が同じ場合は、構成員の互選によりこれを定めること。

- (6) 共同企業体として2(2)及び2(3)の要件を満たすこと。
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 平成28年3月28日(月曜日)から同年4月13日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036 ホームページ<http://www.pref.okinawa.jp/site/kikaku/joho/index.html>
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 平成28年4月26日(火曜日)午後2時
- (2) 場所 沖縄県庁舎14階総合情報政策課OA研修室
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を入札説明書で指定する期日及び方法により納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 過去2年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成28年3月28日(月曜日)から同年4月13日(水曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 4(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県企画部総合情報政策課行政ネットワーク整備班
- (2) 所在地 〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2036
- 11 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨
- 12 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時までに5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
- ア 期限 平成28年4月26日(火曜日)午前11時
- イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県庁舎14階企画部総合情報政策課に提出すること。
- (3) 最低制限価格 設定しない。

(4) その他 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Bids to be tendered

Lease of terminal units for Affairs Using the Individual Number at Okinawa Prefectural Government as well as the application software.

(This includes duties concerning installation and set-up.)

(2) Please refer to the explanatory pamphlet and specification booklet for names and quantities of leased computers, along with their hardware and software specifications etc.

(3) Delivery period and place

Will be specified on our explanatory pamphlet.

(4) Period and place to submit a bid eligibility application form

Period: From 28 March, 2016 through 13 April, 2016 (Except for Saturday and Sunday)

Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division

1-2-2 Izumizaki Naha City Okinawa Prefecture Japan

(5) Bid due date and time

April 26, 2016 (Tuesday) 2:00 p.m.

(Bids sent by postal service must arrive by 11:00 a.m. on Tuesday April 26, 2016.)

(6) Bid opening

Date & Time: April 26, 2016 (Tuesday) 2:00 p.m.

Place: Okinawa Prefectural Government Building 14th floor, Comprehensive Information Policy Division, OA Training Room

(7) Division in charge

Comprehensive Information Policy Division

Department of Planning

Okinawa Prefectural Government

1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8570 Japan

Telephone number 81-98-866-2036

---

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県子ども生活福祉部消費・くらし安全課において、平成28年5月1日まで縦覧に供する。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

1 申請のあった年月日 平成28年3月2日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ていーだかんかん

3 代表者の氏名 下地弘一

4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市天久2丁目29番22号

5 定款に記載された目的 この法人は、障害者福祉サービスに関する事業を行い、障がい者に対し就労支援や生活支援を提供し、地域で暮らす障がい者が安心して生活出来る様、その実現に寄与する事を目的とする。

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり変更の届出があった。

なお、関係書類は、平成28年3月15日から同年7月15日までの間、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。

平成28年3月15日



沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 サンフティーマ 宜野湾市普天間二丁目14番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ティ・エム・オ普天間 宜野湾市普天間二丁目14番1号 代表取締役社長 與那嶺務
- 3 届出年月日 平成28年2月16日
- 4 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名  
変更前 次の表のとおり  
変更後 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。）
- 5 変更の年月日 次の表のとおり  
（「次の表」は、省略し、沖縄県商工労働部国際物流商業課及び宜野湾市市民経済部産業政策課において縦覧に供する。）
- 6 意見書の提出方法及び提出期限
  - (1) 大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から配慮すべき事項について意見を有する者は、知事に意見書を提出することができる。
  - (2) 意見書は、縦覧期間満了の日までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載して沖縄県商工労働部国際物流商業課に提出すること。

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定により、沖縄医療生活協同組合労働組合執行委員長から争議行為を行う旨、平成28年2月18日次のとおり通知があった。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 事件
  - (1) 全職員の基本給を月額4万円以上引き上げ。全職員の定期昇給率を1.0パーセント以上引き上げて実施すること。再雇用嘱託職員（医師・薬剤師を除く。）及び有期雇用嘱託員の賃金制度の改善
  - (2) 検査技師手当等の新設及び諸手当の改善
  - (3) 看護師の増員並びに勤務態勢及び労働条件の改善
  - (4) 全職場における長期臨時的任用職員の正規雇用化及び職員の増員、休暇及び休業制度の充実並びに職場環境の改善
  - (5) 2016年夏季一時金の支給割合を全職員1.82ヶ月とするとともに、一律32,000円を加算して支給すること。
- 2 期間 平成28年3月17日午前8時30分から争議解決の日まで
- 3 場所 沖縄協同病院、とよみ生協病院、中部協同病院、那覇民主診療所、浦添協同クリニック、首里協同クリニック、糸満協同診療所、協同にじクリニック、やんばる協同クリニック、老健施設かりゆしの里、安謝高齢者複合施設、美里高齢者複合施設、小規模多機能ホーム石川にじの家、地域包括支援センター古波蔵、株式会社メディコープおきなわ、浦添虹薬局、美里虹薬局、こくら虹薬局及びまつお虹薬局
- 4 概要 全面ストライキを含む一切の争議行為。ただし、保安要員は除く。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成28年3月15日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年9月8日 沖縄県指令土第1001号、平成27年1月29日 沖縄県指令土第63号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市宇真栄里204番382、204番387及び204番393
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市宇大浜1349番地79 社会福祉法人綾羽福祉会 理事長

大島トミ子

5 検査済証番号 平成28年 3月 4日 第4276号

6 工事完了年月日 平成28年 2月11日

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--